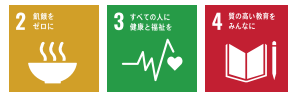


施策1-1 健康づくりの推進

該当するSDGs ▶▶▶



施策の大綱

市民一人ひとりが自らの健康状態を知り、健康づくりに取り組むことができるよう、健康づくりに関する意識の向上と正しい知識の普及を推進します。

また、生涯にわたって健康づくり活動が自主的に行われるよう、活動の支援体制の充実を図り、すべての市民が自分に合った取組を実践し、心身ともに充実した暮らしを営むことができる環境づくりを進めます。

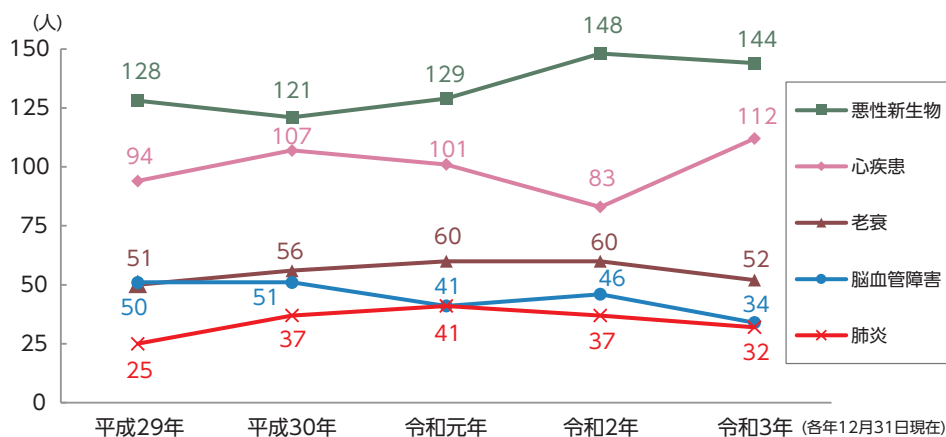
【施策推進の背景と課題】

悪性新生物(がん)・心疾患・脳血管疾患等、生活習慣に起因する疾患が死因の多くを占めています。このため、生活習慣病の予防と改善を中心とした健康増進、発症予防等、個人の健康づくりの支援に努めています。

市民意識調査の結果をみると、健康的な生活を送れていると感じている市民は8割近くとなっており、市民一人ひとりが自己の健康状態を把握し、疾病の早期発見、早期治療に結びつけていくことが必要です。

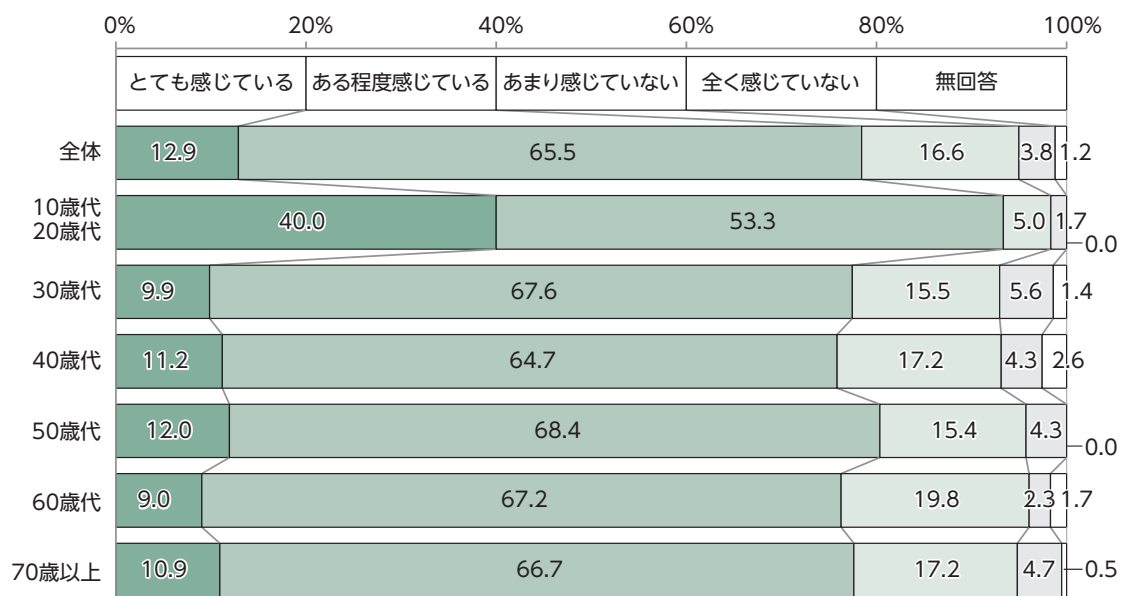
また、できるだけ長く心身ともに健康で暮らすことができるよう、疾病予防の啓発、若年期からの正しい生活習慣の習得と社会的ストレスの軽減に取り組んでいくことが必要です。

図表-5 主な死因別死亡数の推移



資料 千葉県衛生統計年報

図表-6 健康的な生活を送れていると感じている市民の割合



資料 令和4年市民意識調査

1-1-1 健康意識の向上


取組方針

健康に関する正しい知識の普及と健康に対する意識啓発を図ることで、市民一人ひとりが自分の健康に関心を持ち、健康づくり活動に取り組めるよう支援します。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
健康づくり啓発事業の充実	市民があらゆる病気や健康行動に対する正しい知識を習得できるよう、ライフステージに応じた啓発事業の充実に努めます。	健康管理課
自ら取り組む健康づくりの推進	健康づくりに対する意識を高め、健康づくりに取り組むきっかけづくりに努めます。	健康管理課
歯と口腔の健康づくりの推進	歯や口腔衛生に関心を持ち、正しい口腔衛生習慣を身につけることができるよう、正しい知識の普及啓発に努めます。	健康管理課
心の健康づくりの推進	心の病気に関する情報や自殺予防に関する情報提供に努めるとともに、相談窓口の周知や専門機関につなげる体制を整備します。	福祉課 健康管理課
地区組織への啓発	地域の健康づくり活動を担う団体等に対して健康教育を行う等、健康づくり意識の啓発に努めます。	健康管理課 高齢者支援課

数値目標

指標	現状	目標(令和9年度)
健康教育・教室参加人数	1,345人/年 ※令和4年度	5,200人/年
団体やボランティア等への研修会開催回数	6回/年 ※令和4年度	10回/年
健康的な生活を送れていると感じている市民の割合	78.4% ※令和4年12月	

1-1-2 疾病の早期発見と予防の推進

取組方針

健康診査・各種検診の充実を図り、生活習慣病や感染症等の疾病の早期発見・早期治療の促進、疾病の予防に努めます。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
受診勧奨の推進	各種健康診査・検診の受診率向上のため、工夫した受診勧奨に努めます。	健康管理課 市民課
各種健康診査・検診等予防事業の充実	効果的な予防事業の実施に向けて、市民のニーズに応じた受診しやすい各種健康診査・検診の導入に努めます。	健康管理課 市民課
感染症対策の強化	各種感染症に関する情報提供を行い、予防接種を促進します。	健康管理課

数値目標

指標	現状	目標(令和9年度)
メタボリックシンドローム*出現率	19.9% ※令和4年度	19.3%
がん検診受診率	11.8～46.2% ※令和4年度	50.0%
特定健康診査*受診率	36.9% ※令和4年度	60.0%
麻疹・風疹(MR)のワクチン*接種率	91.1% ※令和4年度	95.0%以上

1-1-3 相談支援の充実

取組方針

保健指導の充実を図り、市民が継続的に健康づくりに取り組めるように支援します。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
健康診査後の相談・指導の推進	市の健康課題を分析し、相談・保健指導に役立っています。また、食習慣や運動習慣等の改善に向けた、個別性を重視した効果的できめ細かな保健指導を実施します。	健康管理課

数値目標

指標	現状	目標(令和9年度)
健康相談利用人数(成人)	716人/年 ※令和4年度	1,000人/年

1-1-4 健康づくり支援体制の充実

取組方針

健康づくり支援に関わる職員の質を高め、市民の健康づくりを支援します。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
職員の専門知識の向上	質の高い相談支援を行うために、職能別の研修等による職員の専門知識の向上に努めます。	健康管理課
相談体制の強化	専門的人材を確保し、相談支援に応じることができる体制づくりや関係機関との連携に努めます。	健康管理課

数値目標

指標	現状	目標(令和9年度)
専門職の専門的研修への参加回数	1人当たり年平均1.75回 ※令和4年度	1人当たり年平均2回

1-1-5 「食育」の推進

取組方針

食の大切さを理解し、正しい食習慣の実践へ向けた継続的な啓発や情報提供、各種体験教室等を実施します。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
健康管理のための「食」の推進	「食」と「健康」が密接な関係にあることから、市民一人ひとりが食育に関する関心を深め、安全で健康的な食事についての正しい知識と選択する力を身に付けられるよう支援します。また、様々な媒体を通じた、食品の安全性や栄養に関する情報提供を行います。	健康管理課 農林水産課
「食」を支える「農」との連携推進	「食」を支える「農」の重要性を踏まえて、関係団体や事業者との連携を図りながら、地産地消*や食に関する知識の普及等の取組を推進します。	農林水産課 健康管理課
「食」を理解する学びの機会の提供と人材の育成	「食」の大切さや学校給食の役割、家庭での食事の重要性等についての啓発に努めるとともに、体験教室等の開催を通じた意識の醸成を図ります。また、保健推進員や食育ボランティア等、食育にかかわる人材の育成を支援します。	健康管理課 農林水産課 学校教育課

■ 数値目標

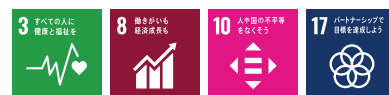
指 標	現 状	目 標 (令和9年度)
食べ残しや廃棄を減らす努力をしている市民の割合	57.3% ※令和3年7月	80.0%
自分の食事が栄養バランスに偏りがあると不安に思っている市民の割合	38.2% ※令和3年7月	⇩



健康アップ教室

施策1-2 高齢者支援の充実

該当するSDGs ▶▶▶



施策の大綱

高齢者が地域でいきいきと元気に暮らしていくことができるよう、地域包括ケアシステム*の構築や介護保険サービスの充実に努めるとともに、高齢者の自立支援、要介護状態の軽減・悪化防止を図り、高齢者が安心して暮らせる環境づくりを推進します。

また、高齢者が自らの体力や志向に応じて自主的に活動できる場や、これまで培ってきた技術、経験を活かすことのできる場の充実に図ります。

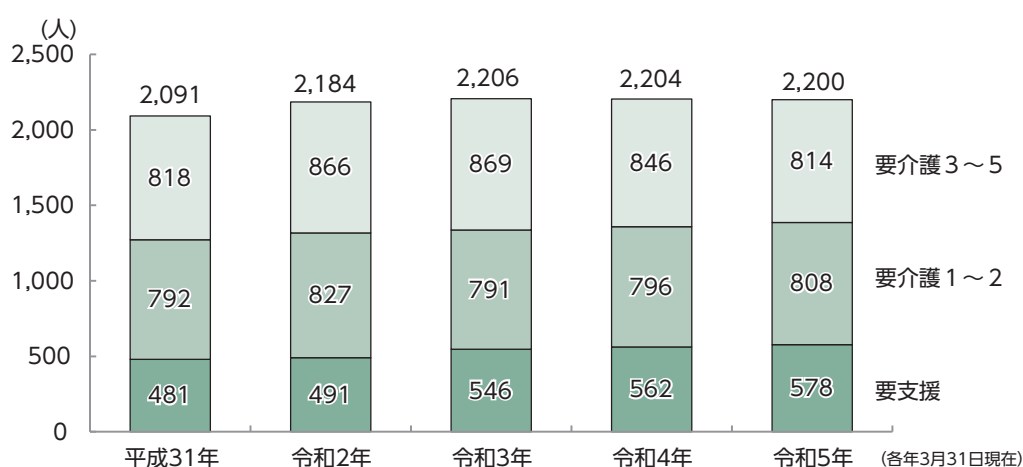
【施策推進の背景と課題】

要介護・要支援認定者数が増加傾向にある中、高齢者の自立した暮らしを維持するためには、要介護状態への移行や重度化を防ぐための介護予防の取組が一層重要度を増しています。

また、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加していく中で、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けていけるよう、医療と介護の連携や関係機関との連携強化を図るとともに、生活支援体制の整備等を行い、地域包括ケアシステムの構築を推進する必要があります。

一方で、「元気に歳を重ねていく」ための支援を充実させていくことが重要であり、高齢者が持つ豊富な知識や培われてきた技能を発揮することのできるまちづくりを進めていくことが必要です。

図表-7 要介護・要支援認定者の推移



資料 市高齢者支援課

1-2-1 地域包括ケアシステムの充実

取組方針

自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制(地域包括ケアシステム*)の構築を推進します。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
総合相談の周知・啓発	地域包括支援センターにおいて実施している高齢者や介護家族に対する総合的な相談の周知・啓発に努めます。	高齢者支援課
関係機関との連携強化	地域包括ケアシステムの構築へ向け、医療、介護、介護予防等の支援が包括的に提供できるよう、関係機関との連携強化を図ります。	高齢者支援課
一人暮らし高齢者等の見守りネットワークの充実	急病や事故等の緊急時に迅速かつ適切な対応がとれるよう、地域交流による見守り活動と緊急通報装置の利用を推進するとともに、定期的に高齢者と関わりを持つ民間事業者と連携して、高齢者の見守りネットワークの充実を図ります。	高齢者支援課
家族介護者に対する支援の充実	高齢者を介護している家族に対し、正しい介護技術の普及と身体的、精神的負担の軽減を図ります。	高齢者支援課

数値目標

指標	現状	目標(令和9年度)
地域ケア会議開催回数	25回/年 ※令和4年度	30回/年
緊急通報装置貸与件数	79件 ※令和4年度末	100件

1-2-2 認知症対策の推進

取組方針

認知症になっても地域で安心して暮らしていけるように、正しい知識の普及啓発を図る等、認知症の人を地域全体で支えることができる体制を整えていきます。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
認知症地域支援体制の構築	認知症の人に対応した支援の充実や認知症地域支援推進員*等の専門性の高い人材の確保と併せ、認知症に対する正しい知識や対処方法の習得支援等、認知症の人とその家族が安心して暮らせる地域づくりを推進します。	高齢者支援課
関係機関等の連携の推進	認知症の人の状態に応じた適切な支援が提供されるよう、認知症疾患医療センター等の医療機関、地域包括支援センター、介護サービス従事者、認知症サポーター等の地域において認知症の人を支援する関係者の連携を図ります。	高齢者支援課
認知症初期集中支援チームによる支援	認知症初期集中支援チームによる認知症の人やその家族に対する認知症初期段階の包括的かつ集中的な支援を行っていきます。また、認知症初期集中支援チーム検討委員会において、チームの活動状況及び認知症施策の検討を行っていきます。	高齢者支援課

数値目標

指標	現状	目標(令和9年度)
認知症サポーター養成講座受講者数	延べ5,546人 ※令和4年度末	延べ7,000人
認知症地域支援推進員配置人数	6人 ※令和4年度末	9人

1-2-3 介護保険サービスの充実

取組方針

利用者のニーズに対応できるよう、サービス提供体制の確保及び質の向上を図り、安心してサービスが利用できる体制と仕組みづくりを推進します。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
介護支援専門員へのサポートの充実	介護支援専門員の資質を高めるための取組の充実を図るとともに、相談・指導及び困難事例に対する助言等を行います。また、事例検討会や介護保険事業者連絡会における研修会を開催し、情報交換や技術・知識の習得の場を設定する等の支援を行い、地域の実情に合ったケアマネジメント*ができる環境の構築を図ります。	高齢者支援課

取組	取組の概要	主管課
サービス提供基盤の指導	需要の高まりに応じた介護保険サービス基盤の強化及びサービスの質を高めるための指導の徹底に努めます。	高齢者支援課
介護人材の確保	介護支援専門員や介護福祉士等の介護に関する専門的人材の養成及び資質の向上に努めます。	高齢者支援課
介護保険サービスの利用促進	社会福祉法人に対し利用者負担軽減制度事業の実施を促進し、低所得者で生計が困難な人の介護保険サービスの利用を促進します。	高齢者支援課

■ 数値目標

指標	現状	目標(令和9年度)
介護職員初任者研修等受講費用助成金交付者数	延べ20人 ※令和4年度末	延べ70人

1-2-4 介護予防の推進

■ 取組方針

高齢者が住み慣れた地域で自分らしくいきいきとした生活を送ることができるよう、介護予防・重度化防止、生活支援の充実、通いの場や生きがいがづくりの場の創出等を図ります。

■ 取組内容

取組	取組の概要	主管課
介護予防・生活支援サービス事業の充実	既存のサービスに加えて、NPO*法人、民間企業、ボランティア等、地域の多様な主体による高齢者の生きがい対策や介護予防を支援し、高齢者の互助・自立を促します。	高齢者支援課
一般介護予防事業の充実	介護予防のため「いきいき百歳体操」の普及を図る等、市民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進します。	高齢者支援課

■ 数値目標

指標	現状	目標(令和9年度)
多様な主体による介護予防・生活支援サービスの実施	未実施 ※令和4年度末	実施

指 標	現 状	目標 (令和9年度)
いきいき百歳体操の参加者数	755人 ※令和4年度末	1,000人

1-2-5 高齢者の虐待防止と権利擁護

取組方針

高齢者虐待の防止に関する理解促進と関係機関との連携強化により、虐待の防止及び早期発見と適切な対応に努めます。また、成年後見制度*に関する相談・情報提供の充実を図り、利用促進を図ります。

取組内容

取 組	取組の概要	主管課
高齢者虐待防止のための意識啓発とネットワークづくり	高齢者虐待の防止に関する正しい知識の普及や理解を深める取組を推進するとともに、関係機関とのネットワークを構築し、虐待の防止及び早期発見・対応につなげます。	高齢者支援課
養護者に対する支援	養護者が抱えている介護負担や生活上の課題等を分析し、養護者に対し適切な支援を行うことで、虐待の解消、再発防止、未然防止を図ります。	高齢者支援課
成年後見制度の周知と利用促進	権利擁護に関する相談窓口の充実に努めるとともに、成年後見制度の周知及び利用促進を図ります。	高齢者支援課 福祉課

数値目標

指 標	現 状	目標 (令和9年度)
高齢者虐待防止ネットワークの構築	未構築 ※令和4年度末	構築
成年後見制度利用促進基本計画の策定	未策定 ※令和4年度末	策定

1-2-6 活躍の場と生きがいの創出

取組方針

これまで培われた経験や知識を活かしながら、生きがいを持って生活ができるよう、多くの人との交流機会や就業機会の確保等、社会参加への支援を図ります。

取組内容

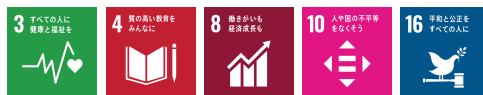
取組	取組の概要	主管課
シルバー人材センターの運営支援	登録者数の増加や新たな需要開拓等、シルバー人材センターの運営支援を行い、長年培ってきた経験や知識、技術を活かす就業機会の確保に努めます。	商工観光課
シニアクラブ活動の支援	シニアクラブへの活動の場の提供や活動費の助成、活動の幅を広げるための情報提供を行うとともに、新規加入の支援を図ります。	高齢者支援課
興味や意欲に応じた学習の場の充実	高齢者が興味や意欲に応じて学習することができる機会の充実を図るとともに、市が開催する講座等への参加促進を図ります。	生涯学習課
高齢者の知識や能力を発揮する場の充実	これまでの経験や生涯学習等で得た知識や技術を地域活動に還元する取組の充実に努めます。	高齢者支援課 生涯学習課
高齢者の集いの場づくりの支援	地域と連携・協力しながら「いきいき百歳体操」等を通して、高齢者が気軽に集うことができる集いの場づくりを支援するとともに、地域での自主的な交流活動を支援します。	高齢者支援課

数値目標

指標	現状	目標(令和9年度)
シルバー人材センター受注件数	2,239件/年 ※令和4年度	2,600件/年
寿大学講座(公民館・生涯学習センター)参加者数	1,101人/年 ※令和4年度	1,700人/年

施策1-3 障害者支援の充実

該当するSDGs ▶▶▶



施策の大綱

障害のある人が家庭や地域で自立した生活を送るために、専門的人材の確保・育成を図りながら、障害者(児)への福祉サービス提供基盤の充実と就労の拡大を図ります。

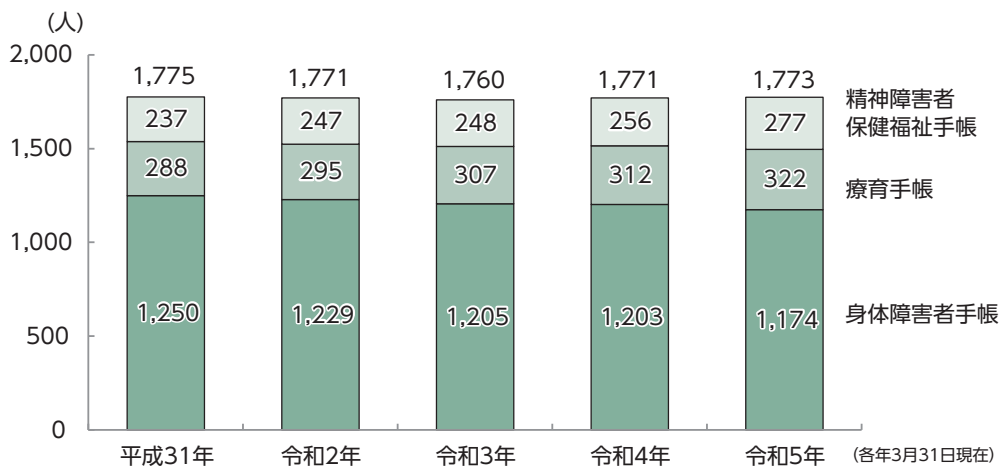
また、障害に対する正しい知識と理解を促す普及啓発や、様々な人との交流機会づくり等により障害のある人の社会参加を促進します。

【施策推進の背景と課題】

障害者自身や家族の高齢化が進み、発達障害等への対応の充実等、障害福祉へのニーズはますます多様化しており、「生活の場」の確保のための支援体制の整備や療育施設の充実に向けて、障害者施策のさらなる充実を図ることが求められています。

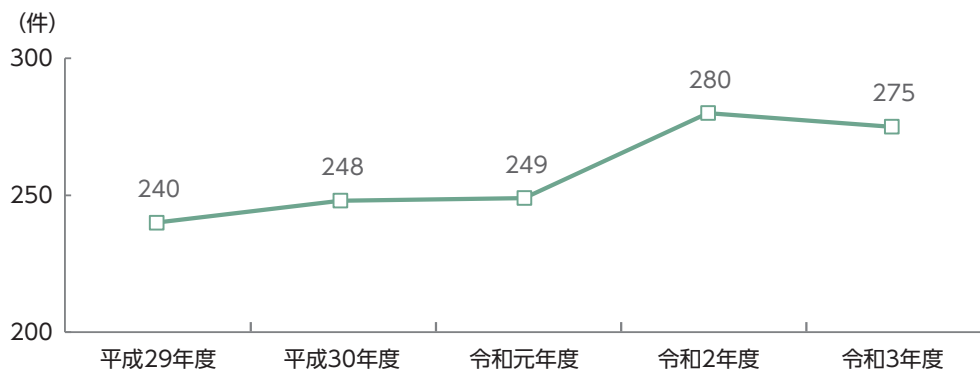
自立した日常生活や社会生活が営めるよう支援を行うとともに、障害者総合支援法や障害者差別解消法の理念に基づき、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を図っていく必要があります。

図表-8 障害者手帳所持者数の推移



資料 市福祉課

図表-9 難病患者の状況(指定難病医療費助成制度受給状況)



資料 海匠保健所(海匠健康福祉センター)事業年報

1-3-1 生活支援サービスの充実

取組方針

基幹相談支援センターを中核とした関係機関等の相談支援ネットワークの強化、相談支援体制の充実により、一人ひとりの状況やニーズに応じた多面的なサービスを受けることができる支援体制を整備することで、生活の質の向上を図ります。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
サービス提供事業者の確保	障害の特性に応じたきめ細かなサービス提供を図るため、サービス提供事業者との連携を強化し、限られた社会資源の中で必要なサービスの確保に努めます。	福祉課
地域生活支援事業の周知	移動支援事業や日中一時支援事業等、地域生活を支える地域生活支援事業のさらなる周知と利用促進を図ります。	福祉課
地域活動支援センターの充実	いきいきと過ごすことのできる活動の場として、地域活動支援センターの受入体制の強化に努めます。	福祉課
生活の場の確保	障害のある人が自立した生活又は社会生活を営むことができるよう、利用状況やニーズを把握しながら、グループホーム等の施設の整備促進を図ります。	福祉課
相談支援体制の充実と周知	基幹相談支援センターを中心とし、相談支援事業者等の団体と連携強化及び調整を図り、相談支援が円滑に実施できる体制の整備を図ります。	福祉課

数値目標

指標	現状	目標(令和9年度)
地域活動支援センター事業所数・利用者数	2か所・41人/年 ※令和4年度	3か所・49人/年
施設から地域へ生活の場を移行する人数	1人 ※令和4年度末	3人

1-3-2 広報・啓発の充実

取組方針

すべての市民がお互いに尊重し、障害に対する理解を深めていくことができるよう、家庭や地域、学校、職場等のあらゆる場や機会を通じた啓発活動を推進します。

■ 取組内容

取組	取組の概要	主管課
福祉意識の高揚と正しい知識の普及	広報紙やパンフレット、ホームページ等による広報活動を行うほか、イベント等の機会を通じて積極的に福祉意識の高揚や障害に対する正しい知識の普及を図ります。	福祉課
交流機会の充実	「障害者週間」をはじめ、様々な機会において障害のある人もない人も一緒に参加できるイベントの開催を支援し、障害者自立支援協議会の活動のPRに努めます。	福祉課
福祉教育の推進	学校教育において、ボランティア体験をはじめ障害に対する理解を深める取組を推進します。	福祉課 学校教育課

■ 数値目標

指標	現状	目標(令和9年度)
広報紙への啓発記事掲載回数	4回/年 ※令和4年度	4回/年

■ 1-3-3 保健・医療との連携

■ 取組方針

関係機関と連携し、疾病等の早期発見に努めるとともに、ライフステージや心身の状況に応じた医療やリハビリテーションの的確な提供に努めます。

■ 取組内容

取組	取組の概要	主管課
疾病等の早期発見の促進	関係機関と連携をしながら、疾病の早期発見に向けた取組を推進します。また、発達支援については、個別相談の充実と匝瑳市マザーズホーム等との連携を促進します。	健康管理課 福祉課
各種医療制度等の周知	誰もが適切な医療を受けられるよう、医療に対する各種助成制度の充実及び周知の徹底を図ります。	健康管理課 市民病院 福祉課
リハビリテーションの充実	障害者の健康の維持・回復に向け、ライフステージや心身の状況に応じたリハビリテーションの充実を図ります。	福祉課

■ 数値目標

指 標	現 状	目標 (令和9年度)
自立訓練 (機能訓練) 利用者数	0人/年 ※令和4年度	1人/年

■ 1-3-4 療育・教育体制の充実

■ 取組方針

障害のある人に対して家庭や地域が理解と認識を深めるとともに、福祉、医療、保健、教育の各分野が連携し、一人ひとりの個性や可能性を伸ばす療育・教育の推進を図ります。また、障害の発見から相談・指導・支援に至るまでの一貫した療育・教育を行うための相談支援体制の充実に努めます。

■ 取組内容

取 組	取組の概要	主管課
療育施設の充実	障害児の健全な成長を促進するための施設・体制の充実に努め、保護者等に対する助言・指導等、家庭への支援の充実に努めます。	福 祉 課
障害児保育の充実	障害児を受け入れる保育所を支援し、健常児との集団保育を通じて、障害児の健全な成長と健常児の障害に対する理解促進を図ります。	福 祉 課
特別支援教育*の充実	通常の学級において、すべての児童生徒に対して、一人ひとりの教育的ニーズに合った適切な教育的支援 (インクルーシブ教育*) を図るとともに、障害のある児童生徒に対する合理的配慮の適切な提供を行います。	学 校 教 育 課
相談支援の推進	出生からの成育等を記録したライフサポートファイル*を活用し、障害の早期発見・早期療育から学校教育、進路指導に至るまでの一貫した相談支援を推進するとともに、関係機関との情報交換を進めます。	福 祉 課 学 校 教 育 課 健 康 管 理 課
家庭への相談支援の充実	関係機関と連携しながら、保護者等の関係者に対して助言・指導を行う等、家庭への支援の充実に努めます。	福 祉 課

■ 数値目標

指 標	現 状	目標 (令和9年度)
匝瑳市マザーズホーム利用者 (1日当たり利用人数)	5人 ※令和4年度	10人

指 標	現 状	目標 (令和9年度)
障害児保育実施か所数	12か所 ※令和4年度末	12か所
ライフサポートファイル*配布件数	11件/年 ※令和4年度末	13件/年

1-3-5 就労支援・社会参加の促進

取組方針

それぞれの障害の状況や能力、意欲に応じ、雇用・就労に向けた支援と経済的な支援の充実を図るとともに、幅広い地域社会活動への参加を促す環境整備を推進します。

取組内容

取 組	取組の概要	主管課
雇用機会の拡大と定着支援	関係機関との連携・協力のもと、各種制度の活用を促進しながら、雇用機会の拡大を図るとともに、就労後の定着に向けた指導を行います。	福 祉 課
福祉的就労の場の充実	一般雇用が困難な障害者の就労の場を確保するため、障害福祉サービスによる就労支援の充実を図るとともに、就労支援事業所や地域活動支援センターの充実を図ります。また、一般就労へ向けた支援の提供や工賃の向上等、さらなる利用者ニーズを充足できる体制づくりを目指します。	福 祉 課
障害者が気軽に参加できる活動の支援	各種文化活動等、障害のある人もない人も共に活動できる地域活動の構築を図ります。	福 祉 課 生涯学習課
障害者スポーツの推進	障害者スポーツ大会やレクリエーション活動等への参加を支援します。	福 祉 課 生涯学習課
移動支援及び意思疎通支援の充実	障害者の社会参加を促進するため、移動支援及び意思疎通支援の充実を図り、事業の周知を徹底します。	福 祉 課
割引制度・各種手当等の周知	公共交通機関や各種施設等が行う割引制度や各種手当の周知を徹底します。	福 祉 課
生活環境の整備	公共施設や公共交通機関をはじめ、様々な場においてバリアフリー*化を推進します。	関 係 各 課

■ 数値目標

指 標	現 状	目標 (令和9年度)
移動支援事業利用者数	41人/年 ※令和4年度	42人/年
意思疎通支援事業利用者数	9人/年 ※令和4年度	10人/年
福祉的就労から一般就労に移行する人数	2人/年 ※令和4年度	2人/年



匠瑳市児童発達支援センター・マザーズホーム

施策1-4 子育て支援の充実

該当するSDGs ▶▶▶



施策の大綱

子育て世代の経済的負担軽減を図り、すべての親が安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに成長できるまちづくりを推進します。地域全体に子育てに関する相互支援の輪を広げ、共に助け合い、子育て家庭が気軽に集まり相談できる拠点の充実を図ります。

また、妊娠・出産・子育てに関する相談体制の充実を図る等、地域の関係機関による切れ目のない支援を提供するとともに、ひとり親家庭への支援等の実施を図ります。さらに、子育て世代が仕事と家庭の両立を図れるよう環境づくりを推進します。

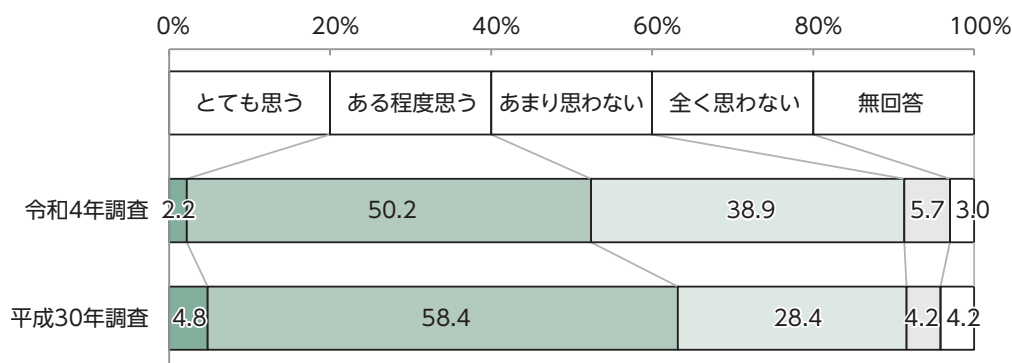
【施策推進の背景と課題】

共働き家庭の増加、女性就労者の就労形態の変化に伴い、多様な保育ニーズが高まっています。また、出産・子育てに係る経済的支援の充実や、保育所等や放課後児童クラブ等の充実を図る等の「子どもの居場所の確保」を求める声が挙がっています。

市民意識調査の結果をみると、子育てしやすい地域であると感じる人の割合は5割台となっており、平成30年(2018年)の調査結果よりも低くなっています。一方で、乳幼児健康診査を受診した保護者対象のアンケートでは、今後もこの地域で子育てをしていきたいと思う人の割合は9割超で推移しています。

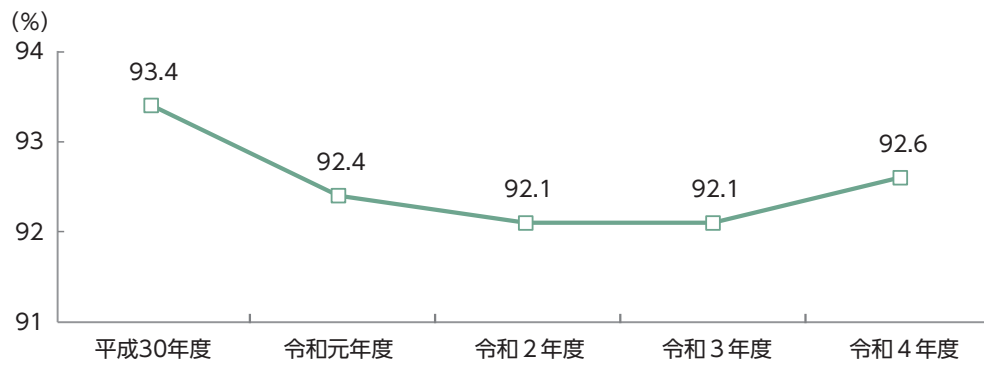
若者や子育て世代の定住を促進するためにも、引き続き不安や孤立を感じることなく、安心して子育てできる環境を整備することが重要です。

図表-10 子育てしていく上で、暮らしやすい地域だと思う市民の割合



資料 令和4年・平成30年市民意識調査

図表-11 この地域で、今後も子育てをしていきたいと思う市民の割合



資料 市健康管理課

※3・4か月児、1歳6か月児及び3歳児の各健診を受診した保護者を対象としたアンケート(厚生労働省「すこやか親子21」アンケート)で、「この地域で、今後も子育てをしていきたいですか」の質問に対し、「そう思う」若しくは「どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合。

1-4-1 子育て家庭への支援の充実

取組方針

子育て家庭を支援するサービスの充実と情報提供及び相談支援体制の強化を図るとともに、子育てに対する不安の解消と経済的負担の軽減に努めます。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
子育て支援サービスの充実	子育ての相談や親子でのふれあいによる支援環境の充実のために、つどいの広場や子育て世代包括支援センター等の内容の充実を図ります。	福祉課 健康管理課
保育所等における子育て支援の充実	保育所や幼稚園の預かり保育等において、子どもの健やかな成長の支援に努めます。また、子育て家庭の就労等を支援するため、延長保育や土曜日保育、急な用事にも対応できる一時保育の充実を図ります。	福祉課 学校教育課
子育て家庭のつながり支援	子育て家庭のつながり支援を図るため、つどいの広場や子育て家庭向けの事業等の活用による子育て家庭同士の交流の場の提供等に努めます。	福祉課 健康管理課
子育てに関する情報提供	子育てに関する情報を保護者にわかりやすい内容で提供するとともに、本市の子育て施策や子育て環境の良さについて、市内外へのPRを推進します。	福祉課 健康管理課
ひとり親家庭への支援の充実	ひとり親家庭の生活の安定や経済的自立に向け、各種制度の周知や情報提供、優先的利用等の配慮のほか、母子・父子自立相談員等による相談支援の充実を図ります。	福祉課
経済的負担の軽減	保育料等の減免や各種手当の支給、子ども医療費等の助成とともに、学校給食費の無償化等についての検討を進める等、制度の充実による経済的負担の軽減に努めます。	福祉課 健康管理課 学校教育課

数値目標

指標	現状	目標(令和9年度)
つどいの広場利用者数	5,671人/年 ※令和4年度	6,000人/年
一時保育実施か所数	8か所 ※令和4年度末	8か所の維持
この地域で子育てをしたいと思う親の割合	92.6% ※令和4年度	95.0%

1-4-2 地域全体で子育てを支える環境づくり

取組方針

地域資源を活用しながら、市民相互の支え合い等、地域住民や行政が協力し合い、子育て家庭を支える仕組みづくりを推進します。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
地域全体で子育てを支援する仕組みづくり	子育てを支援したい人と支援を必要としている人をつなぐ仕組みの構築等、地域の有する資源を最大限に活用したファミリーサポートセンター*事業の実施について検討します。	福祉課
地域における体験・交流活動の活性化	地域との連携・協力のもと、子ども達が地域で様々な体験・交流活動を行うことができるための環境づくりを支援します。	生涯学習課
公共施設等の有効活用	地区コミュニティセンターや集会所、学校、公民館といった公共施設等を子どもや親子の交流・学習拠点として有効活用を図ります。とりわけ高齢者や幼児の集いの場としての活用を図ります。	環境生活課 学校教育課 生涯学習課
児童委員・主任児童委員の活動支援	子育てに関する相談や見守り、児童相談所への窓口等を担う児童委員及び主任児童委員の活動を周知するとともに、活動の活性化に向けた支援の充実を図ります。	福祉課
地域における子育て意識の醸成	広報紙やホームページ等を活用し、地域ぐるみでの子育て支援に対する意識の醸成を図ります。また、地域住民の協力を得ながら、見守り活動の組織づくりを進めます。	福祉課

1-4-3 子育て世代の仕事と家庭の両立促進

取組方針

仕事と生活の調和のとれた生活が送れるよう環境づくりに努めるとともに、事業所に対しても働きかけを行います。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
保育所等における子育て支援の充実 ※再掲	保育所や幼稚園の預かり保育等において、子どもの健やかな成長の支援に努めます。また、子育て家庭の就労等を支援するため、延長保育や土曜日保育、急な用事にも対応できる一時保育の充実を図ります。	福祉課 学校教育課
病児・病後児保育の実施体制の充実	急な発熱等の病気にかかった子どもを預かる病児・病後児保育の充実に向けた支援を行います。	福祉課
放課後の子どもの居場所の確保	放課後の子どもの居場所確保のため、地域の人材と連携し、学校施設等を利用した放課後児童クラブ・放課後子ども教室の充実を図ります。	学校教育課
働き方改革の促進	仕事と生活の調和のとれた生活が送れるようワーク・ライフ・バランス*の考え方を広く啓発し、市内事業所へ浸透させることにより、事業所の働き方の改革につながるよう働きかけを行います。	商工観光課
父親の育児参加の促進	父親の育児参加を促進するため、両親学級の充実及び参加促進を図ります。	健康管理課

数値目標

指標	現状	目標(令和9年度)
病児・病後児保育実施か所数	0か所 ※令和4年度末	2か所
放課後児童クラブ実施か所数	12か所 ※令和4年度末	12か所
積極的に育児をしている父親の割合	69.9% ※令和4年度	72.0%

1-4-4 母子の健康づくり支援の充実と児童虐待の防止

取組方針

妊娠・出産における母子の健康づくりに向けた支援の充実を図ります。また、児童虐待の早期発見と適切な対応がとれる体制づくりを進めるとともに、育児不安や負担感の軽減等のきめ細かな支援を行います。

あらゆる暴力の根絶と人権侵害の防止に向けた取組を推進します。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
安全な妊娠・出産のための支援の充実	妊娠届出時からマタニティプランを活用しながら出産までの見通しが立つよう面談や両親学級等を通じて伴走型相談支援を行っていきます。また、より支援が必要な妊婦には医療機関等と連携しながら個々の状態に応じた支援を行っていきます。	健康管理課
不安や悩みの解消に向けた取組	子育てに関する不安や悩みを解消するため、健康診査や各種相談事業等、様々な機会を通じて専門家による相談・指導を行います。	健康管理課
孤立感の解消に向けた取組	ストレスや孤立感を抱かないよう妊娠中から継続して産後においても必要な育児情報を提供し、個別支援を実施します。また、一時預かりやつどいの広場での交流等、保護者がリフレッシュできる取組の充実を図ります。	福祉課 健康管理課
子どもの保健対策の充実	乳幼児健康診査の実施、予防接種の勧奨、家庭訪問や相談体制の充実、未熟児医療の支援等、子どもの健康づくりの充実を図ります。	健康管理課
児童虐待の早期発見と適切な保護	児童虐待の早期発見及び適切な保護を図るため、関係機関による要保護児童対策地域協議会の強化を図り、幅広い情報交換及び迅速な対応に努めます。	福祉課 健康管理課 学校教育課
配偶者等からの暴力の根絶と被害者の保護	人権侵害や暴力を未然に防止するための情報提供を充実させるとともに、関係機関等と連携しながら相談窓口及び保護体制の充実を図ります。	福祉課 秘書課

数値目標

指標	現状	目標(令和9年度)
乳幼児健診未受診者の実態把握率	100.0% ※令和4年度末	100.0%の維持
乳幼児健診受診率	99.3% ※令和4年度末	100.0%
要保護児童対策地域協議会開催回数	4回/年 ※令和4年度	4回/年

施策1-5 医療体制の充実

該当するSDGs ▶▶▶



施策の大綱

地域の中核病院である国保匝瑳市民病院について、医師や看護師等の医療従事者の確保・育成、施設や設備の充実と質の向上を図ります。

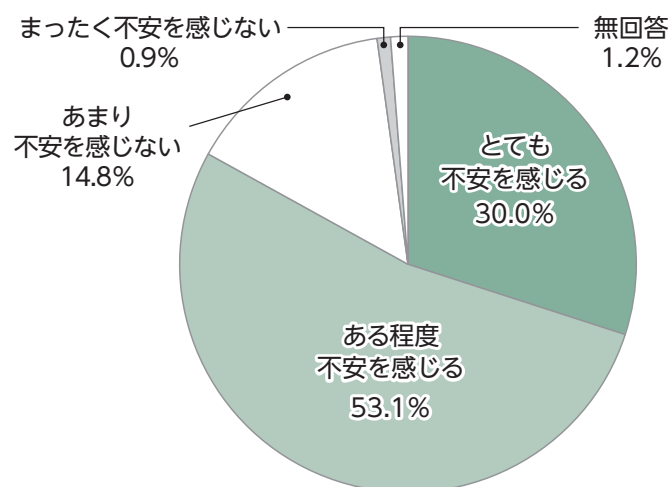
また、広域的な医療連携を図るとともに、身近な医療体制として在宅医療の充実、病院と地域の開業医の連携促進及び救急医療体制を充実させ、市民がいつでも安心して医療が受けられる医療体制の強化を図ります。

【施策推進の背景と課題】

本市では、国保匝瑳市民病院が地域の中核病院機能を担っています。千葉大学や旭中央病院との連携強化等により、医師の確保に取り組んでいますが、充足には至っていない状況にあります。また、病院経営の健全化とともに、施設の老朽化に対応し安心して受診できる医療体制の提供に向けて、建替え整備が喫緊の課題となっています。

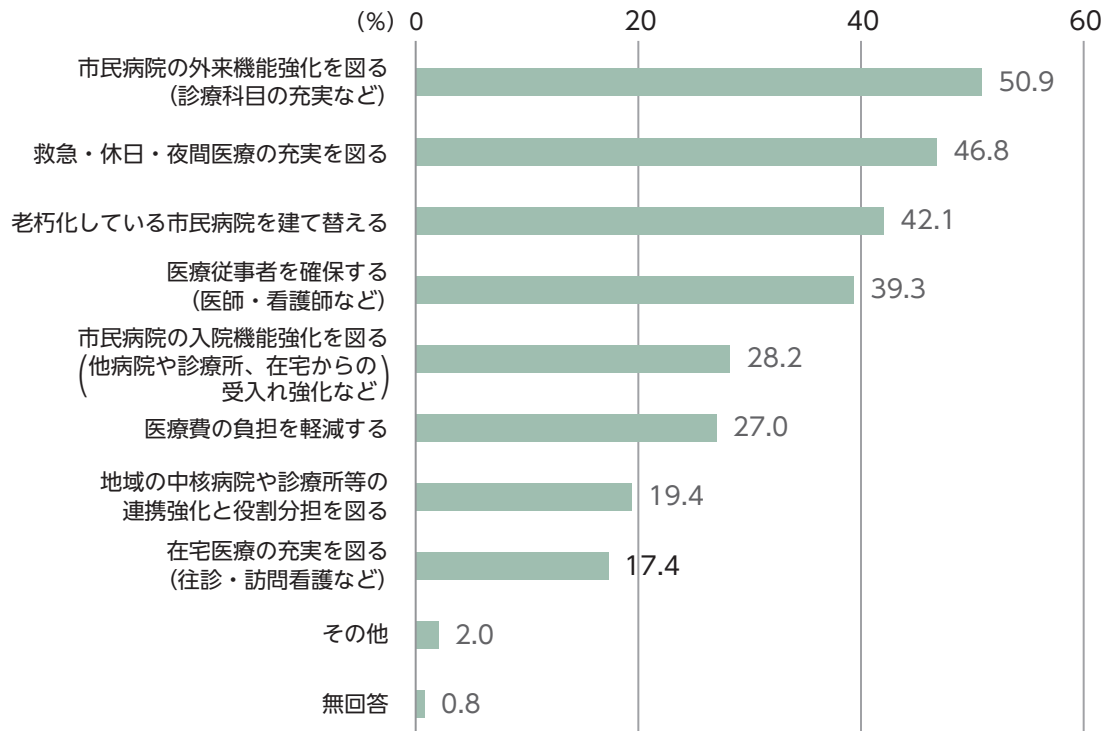
市民意識調査の結果をみると、現在の医療体制について「不安を感じている」市民が8割を超え、地域の医療環境への取組として「市民病院の外来機能強化」や「救急・休日・夜間の医療体制の充実」が求められています。市民病院の医療従事者の確保及び機能拡充に努めるとともに、診療所や周辺中核病院との機能分担と医療連携を強化していく必要があります。

図表-12 現在の医療体制をどう感じているか



資料 令和4年市民意識調査

図表-13 地域の医療環境への取組で重要なこと



資料 令和4年市民意識調査

1-5-1 国保匝瑳市民病院の機能強化と情報発信

取組方針

医師及び看護師等の医療従事者の確保や医療施設・設備の充実に努め、信頼度の高い医療及び十分なケアの提供を図るとともに、情報の発信に努めます。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
医療従事者の確保	関係機関との連携・協力による医師、看護師等の積極的な確保と定着に努めます。また、将来における医師及び医療従事者の充足を図るため、奨学資金貸付制度の活用による就学支援に努めます。	市民病院
医療機能の強化	現在の国保匝瑳市民病院の医療機能(外来、入院、手術、二次救急)を維持し、地域の中核病院としての役割を果たすと同時に、さらなる医療機能の強化を図ります。	市民病院
経営基盤の強化	国保匝瑳市民病院経営強化プランに基づく取組を着実に実施し、経営基盤の強化及び安定化を図ります。	市民病院
病院情報の発信	国保匝瑳市民病院の医療提供体制や経営状況等を広報紙やホームページ等に掲載し、情報発信に努めます。	市民病院

数値目標

指標	現状	目標(令和9年度)
市民病院医師数	11人 ※令和4年度末	12人
市民病院病床利用率	58.1% ※令和4年度末	67.7%

1-5-2 新病院の建替え整備の推進

取組方針

国保匝瑳市民病院の老朽化への対応と併せて、今後の医療ニーズに適応できる新病院の建替え整備を推進します。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
新病院の建替え整備の推進	病院経営の健全化を図りながら、国保匝瑳市民病院建替整備基本構想・基本計画に基づいて新病院の整備に向けて着実に取り組みます。	市民病院
施設・設備の計画的な整備	経年劣化等による施設改修及び医療機器の更新を計画的に実施し、医療の質と安全の確保を図ります。	市民病院

1-5-3 身近な医療体制の充実

取組方針

身近な医療機関の確保及びかかりつけ医の普及を図るとともに、在宅診療を推進し、包括的な地域医療サービスが受けられる体制の充実に努めます。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
小児医療体制の連携強化	医師会との連携強化を図り、安心して受診できる小児医療体制に努めます。	健康管理課
かかりつけ医の普及	「かかりつけ医」の普及に努め、市民が安心して医療や相談ができる医療体制の構築に努めます。	健康管理課 市民病院 高齢者支援課
在宅医療体制の充実	国保匝瑳市民病院において、訪問による診療や看護、リハビリテーション等の強化を図るとともに、医師会や市内の病院、在宅療養支援診療所等との連携により、在宅医療体制の充実に努めます。	健康管理課 市民病院 高齢者支援課
感染症に関する対策の充実	新型コロナウイルス感染症をはじめとした新たな感染症にも的確に対応できる体制の整備に努めます。	健康管理課 市民病院

数値目標

指標	現状	目標(令和9年度)
在宅療養支援診療所数	10か所 ※令和4年度末	11か所

1-5-4 広域医療圏における連携強化

取組方針

旭中央病院を核とした二次医療圏における医療機関との連携及び機能分担を進め、状態に応じた適切な医療を提供できる体制づくりに努めます。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
病診・病病連携の推進	近隣病院、診療所が持つ機能を最大限に発揮し、一貫性のある医療を提供するため、連携強化を図ります。	市民病院
旭中央病院を拠点とした広域医療の充実	県の地域医療構想及び国保匝瑳市民病院経営強化プランに基づき、旭中央病院を拠点病院とした香取海匝医療圏における機能分担・医療連携を推進します。	市民病院
救急医療体制の連携強化	医師会や近隣病院との連携強化を図り、休日及び夜間に安心して受診できる地域医療体制の充実に努めます。	健康管理課 市民病院

数値目標

指標	現状	目標(令和9年度)
市民病院の患者紹介率(受入れ)	11.3% ※令和4年度末	20.0%



国保匝瑳市民病院

施策1-6 地域福祉の推進

該当するSDGs ▶▶



施策の大綱

民生委員・児童委員、地域包括支援センターと社会福祉協議会をはじめとした関係機関等と連携し、地域福祉を推進するためのネットワークの強化を図るとともに、地域福祉を支えるボランティア等の人材の確保・育成を推進します。

また、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、様々な人々が交流できる機会及び福祉教育の充実を図り、地域全体で支え合う意識の醸成と相互理解の促進に取り組みます。

【施策推進の背景と課題】

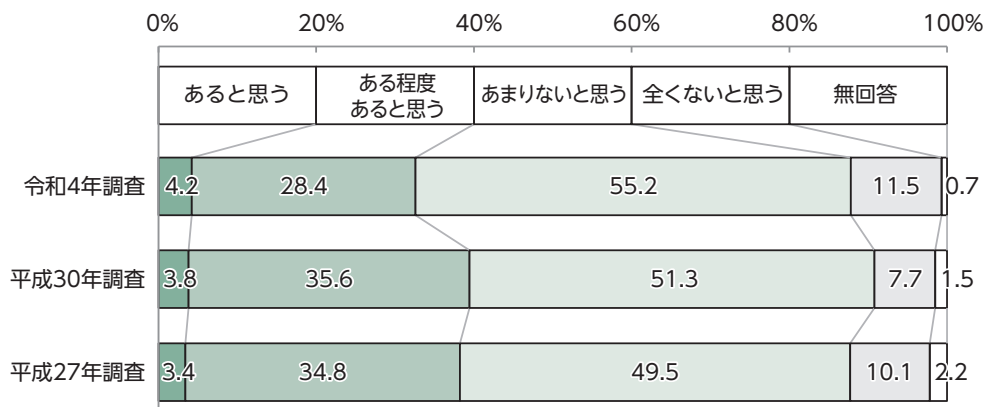
地域社会における連帯感や相互扶助意識の希薄化を背景に、地域で支え合う機能が低下しています。

市民意識調査の結果をみると、お互いに支え合っている地域だと思ふ人の割合が、これまで増加傾向にあったものの、令和4年(2022年)の調査では減少に転じ、依然としてそう思わない人の割合が上回っています。

また、ボランティアの担い手も令和元年度(2019年度)に増加したものの、その後は減少傾向にあります。

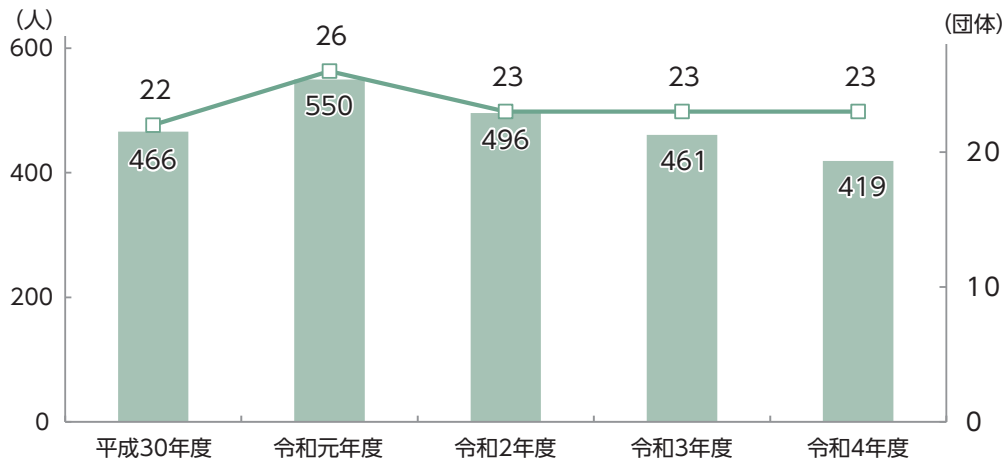
地域全体で支え合う仕組みづくりの構築が重要度を増す中、社会福祉協議会等と連携し、支援の担い手となる人材の育成が引き続き課題となっています。

図表-14 高齢者や障害のある人、子育て家庭などを、お互いに支え合う雰囲気があると思う市民の割合



資料 令和4年・平成30年・平成27年市民意識調査

図表-15 ボランティア団体数・会員数の推移



資料 市社会福祉協議会

※会員数=団体に属している人+団体に属していない人

1-6-1 福祉意識の醸成

取組方針

市民相互の助け合いのもと、教育や啓発活動、体験活動等の様々な機会を通じて、一人ひとりの特性や違いを認め合う相互理解の促進と福祉の心の醸成を図ります。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
広報による意識啓発の充実	広報紙やホームページ等において啓発記事を掲載するとともに、地域福祉のリーダーを育成し、地域全体で支える福祉意識の醸成を図ります。	福祉課
ボランティア活動への参加促進	様々な機会を活用してボランティア・市民活動に関する情報提供及び参加の呼びかけや講習会等を行うとともに、施設や団体等での受入体制の整備を促進します。	福祉課 環境生活課
学校における福祉教育の推進	各校が地域諸団体との連携を深め、学校教育における福祉教育やボランティア体験の機会の充実を図ります。	福祉課 学校教育課

数値目標

指標	現状	目標(令和9年度)
広報紙への啓発記事掲載回数	31回/年 ※令和4年度	31回/年

1-6-2 地域の福祉課題の把握と共有

取組方針

関係機関との連携を強化し、多様な福祉ニーズや地域課題を共有していくことで、支援が必要な人を地域全体で支え合う仕組みづくりを推進します。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
相談体制の充実	関係団体や地域包括支援センター、社会福祉協議会と連携を深め、暮らしの中での不安や悩みを気軽に相談できる身近で利用しやすい窓口の充実を図ります。	福祉課

取組	取組の概要	主管課
地域課題の把握	民生委員児童委員等の地域の福祉を担う人材や団体、関係機関等とも連携しながら、積極的に地域に出向き、福祉課題の把握に努めます。	福祉課
地域課題の共有	地域全体あるいは個々の生活課題等について、個人情報の取扱いに留意しながら、関係機関・団体で共有するための場づくりを推進します。	福祉課

1-6-3 避難行動要支援者の避難支援体制の構築

取組方針

災害時の避難において援護が必要な人の情報を把握・整理するとともに、災害発生時の迅速かつ的確な避難支援・援護体制の構築を図ります。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
地域における支援体制の整備	自主防災組織等の関係団体と協力し、災害時の情報伝達及び救助や、避難行動要支援者を支援するための体制を強化します。	福祉課 総務課 高齢者支援課
避難誘導体制の構築	避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、市民や自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めます。	福祉課 総務課 高齢者支援課
防災知識の普及、防災訓練の充実	避難行動要支援者やその家族、及び社会福祉施設に対し、パンフレットの配布等、広報を充実し災害に対する基礎知識等の理解を高めるとともに、地域の防災訓練等やコミュニティへの積極的参加を呼びかけるよう努めます。	福祉課 総務課 高齢者支援課
福祉避難所の充実	民間の特別養護老人ホーム等の施設と十分な協議調整を行い、福祉避難所のさらなる充実を図ります。	福祉課 総務課 高齢者支援課

1-6-4 地域福祉活動の活性化

取組方針

地域福祉活動を担う団体等が相互に連携しながら、地域の福祉課題の解決に向けた取組を推進します。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
地域福祉団体の活動支援	地域福祉の担い手となる組織に対し、活動費の助成及び活動の場の創出等の支援の充実に努め、活動の活性化を図ります。	福祉課
地域福祉を担う人材の育成・確保	福祉に関する専門的な知識や資質向上を図るための研修の開催や活動支援の充実に努めるとともに、担い手を養成する講座等を開催し、新たな人材の発掘・確保に努めます。	福祉課
支援サービス等の円滑な展開の推進	福祉課題の解決に向け、各種制度によるサービスのほか、支援団体等の活動につなげたり、団体同士の連携を促したりする「コーディネート機能」の充実に努めます。	福祉課
参加しやすい活動機会の充実	誰もが気軽に福祉活動に参加・継続できるよう、ボランティア・市民活動に関する情報提供等の充実や地域における交流の場づくりを推進します。	福祉課

数値目標

指標	現状	目標(令和9年度)
ボランティア団体数・会員数	23団体・419人 ※令和4年度末	25団体・480人

1-6-5 低所得者等に対する支援の充実

取組方針

低所得者等の生活困窮者の状況を把握しながら適切な援護を行うとともに、就労指導や各種相談の充実等、経済的自立に向けた支援の充実に努めます。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
生活保護の適切な運用	関係機関との連携のもと、生活困窮者の的確な状況把握に努めながら、状況に応じた適正な生活保護制度の運用を図ります。	福祉課
経済的自立に向けた相談支援の充実	各種貸付制度の紹介や就労支援員による就労支援等、経済的自立に向けた相談支援の充実に努めます。	福祉課

取組	取組の概要	主管課
相談支援体制の強化	離職や疾病、多重債務等による生活困窮者に対応するため、自立への相談支援体制の強化を図ります。	福祉課

■ 数値目標

指標	現状	目標(令和9年度)
就労支援による自立件数	2件/年 ※令和4年度	6件/年



ボランティアキャンペーン匝瑳2023